

**「子ども・子育て支援新制度」  
における利用者負担について**

**詳細版**

**平成26年9月  
子ども未来部保育課**

# 「子ども・子育て支援新制度」が 平成27年4月に本格スタート

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が制定された。

この法律と、関連する法律<sup>※</sup>に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量の拡充」や「質の改善」を進めていく

「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月に本格スタートする。

この制度の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになっている。

※①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法。(子ども・子育て関連3法)

# 1. 子ども・子育て支援新制度のポイント

3

## 1 「施設型給付」「地域型保育給付」の創設

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設。

※地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応。

## 2 「認定こども園制度」の改善

- 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ。
- 認定こども園への財政措置を「施設型給付」に一本化。

## 3 地域の子育て支援の充実

- 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）を充実。

## 4 市町村が実施主体、国・都道府県は市町村を重層的に支援

- 市町村は地域のニーズに基づき幼児期の学校教育・保育・子育て支援の提供について計画を策定し、給付・事業を実施。

## 5 幼児期の学校教育・保育・子育て支援の量の拡充や質の改善

- 消費税率の引き上げにより、7、000億円程度の財源を確保。

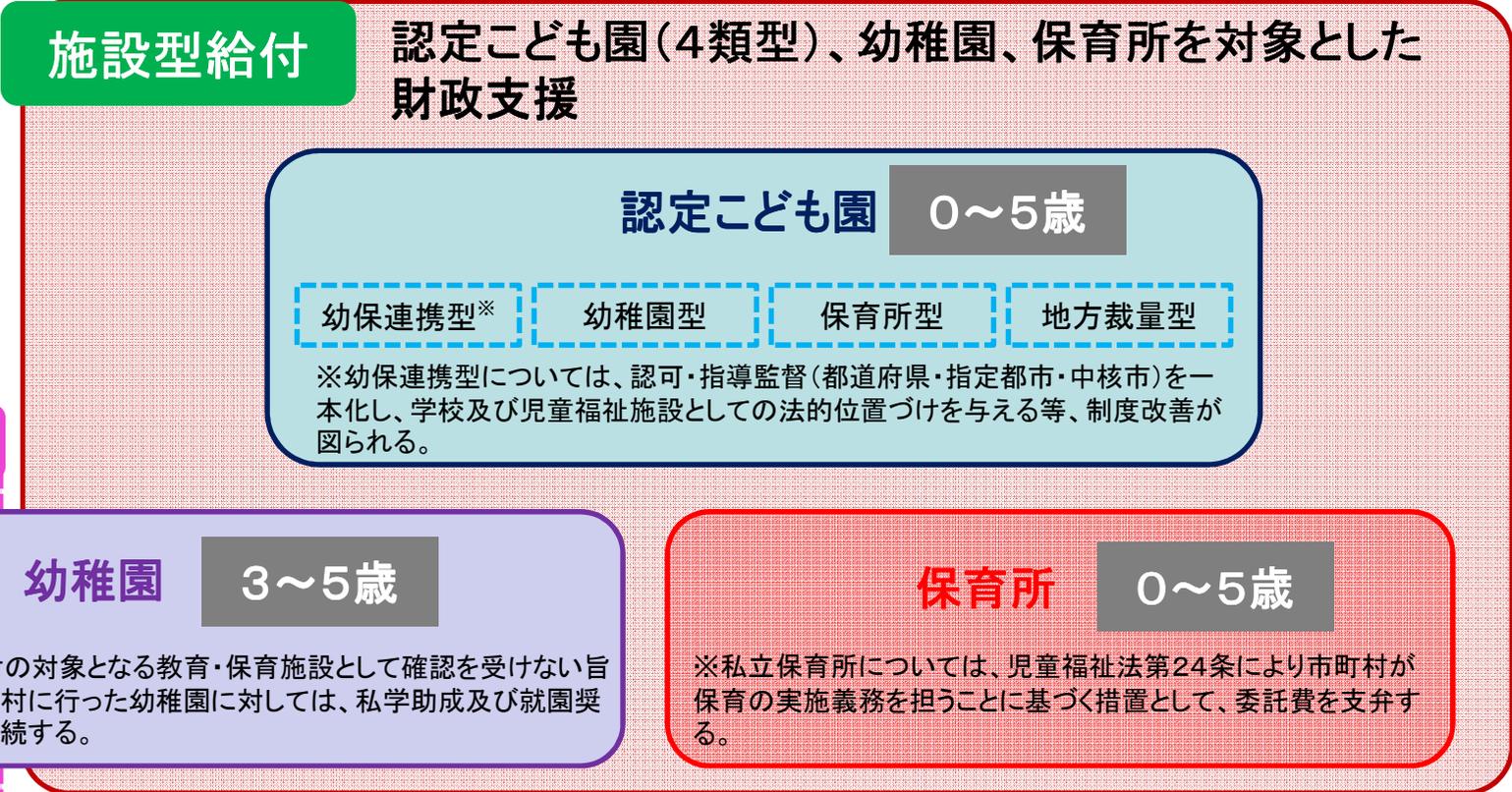
## 2. 認定こども園、幼稚園、保育所の違い

区分	認定こども園	幼稚園	保育所
目的	教育と保育を一体的に行う施設	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援を行う施設。</li> <li>○保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、継続して利用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○午後2時ぐらいまでの教育時間のほか、ほとんどの園で教育時間の前後に預かり保育を実施。</li> <li>○保護者の就労の有無などにかかわらず、利用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の就労等にあわせて夕方までの保育のほかに、ほとんどの保育所で延長保育を実施。</li> <li>○利用できる保護者は、共働き世帯など、家庭で保育のできない者。</li> </ul>
年齢	0～5歳	3～5歳	0～5歳
利用者負担	市が設定→各園へ支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新制度へ移行する園 市が設定→各園へ支払い</li> <li>○新制度へ移行しない園 各園が設定→各園へ支払い</li> </ul>	市が設定→市へ支払い

# 3. 施設型給付の概要と仕組み

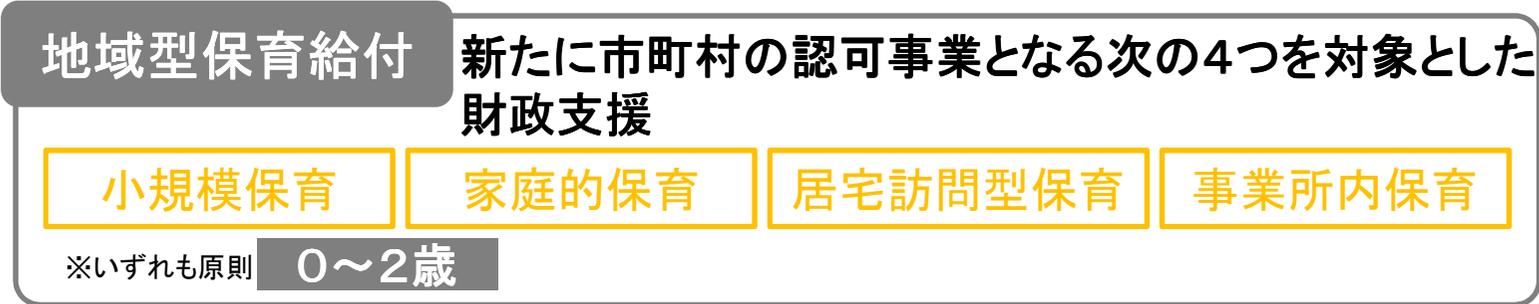
## ■子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化される。



※新制度に移行しない幼稚園

私学助成



## 4. 子どもの支給認定区分

6

### 3つの認定区分

#### 1号認定 教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望される場合

**利用先** : 幼稚園、認定こども園(幼稚園機能)

#### 2号認定 満3歳以上 ・ 保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由(就労など)」に該当し、  
保育所等での保育を希望される場合

**利用先** : 保育所、認定こども園(保育所機能)

#### 3号認定 満3歳未満 ・ 保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由(就労など)」に該当し、  
保育所等での保育を希望される場合

**利用先** : 保育所、認定こども園(保育所機能)

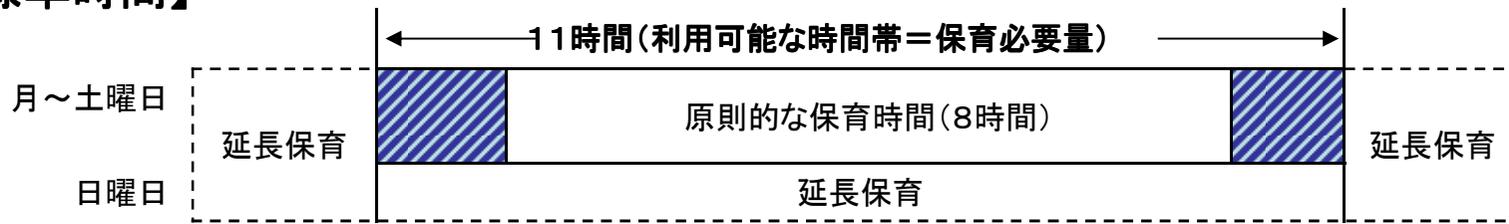
# 5. 保育の必要量

- 就労を理由として保育所を利用する場合、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」(最長11時間)と、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」(最長8時間)のいずれかに区分。
- 本市の場合、「保育標準時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当り120時間、「保育短時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当り64時間。

## 【保育必要量のイメージ】

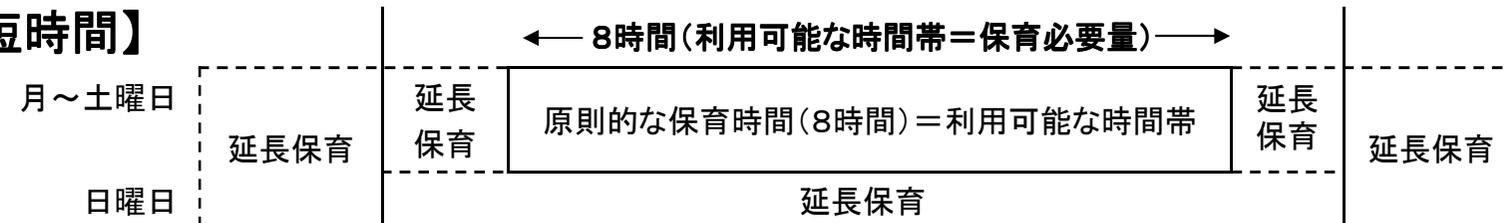
※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

### 【保育標準時間】



1ヶ月当たり120時間程度の就労

### 【保育短時間】



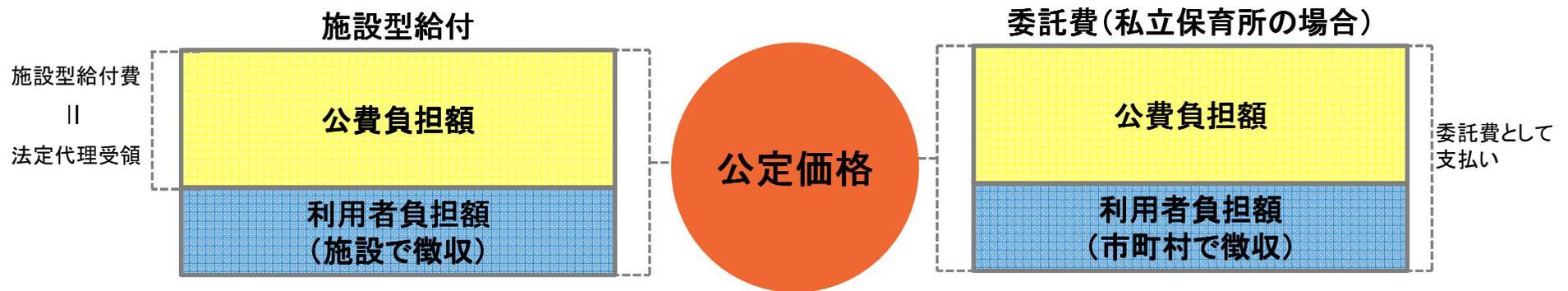
1ヶ月当たり64時間程度の就労

# 6. 給付費の基本構造

## (1) 公定価格

- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額となる。
- 施設型給付費、地域型保育給付費は、施設・事業を利用する子どもの居住地の市町村から受けることになる。

### 公定価格のイメージ



- ※ 私立保育所以外の施設・事業者に対しては、施設型給付を支払う。
- ※ 私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合わせた全額に相当する額を委託費として支払う。
- ※ 公立施設(保育所・幼稚園)に係る施設型給付費については、現行の地方財政措置の水準をベースに、消費税収等による「質の改善」に伴う所要額を調整。
- ※ 地域型保育給付についても、施設型給付の基本構造と同じ。

$$\text{「施設型給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

公定価格 = 教育・保育の提供に係る人件費、管理費、事業費等を積算したもの

## (2) 利用者負担（保育料）の水準

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として実施主体である市町村が定めることとされている。国が定める水準は、現行の幼稚園・保育所の利用者負担（保育料）の水準を基に検討された。

教育標準時間認定（1号給付）を受ける子ども → 現行の幼稚園就園奨励費補助を考慮

保育認定（2号・3号給付）を受ける子ども → 現行の保育所運営費による保育料設定を考慮

- 国が定める水準については、1号給付、2号・3号給付それぞれにおいて、**施設・事業の種類を問わず、同一水準**としている。

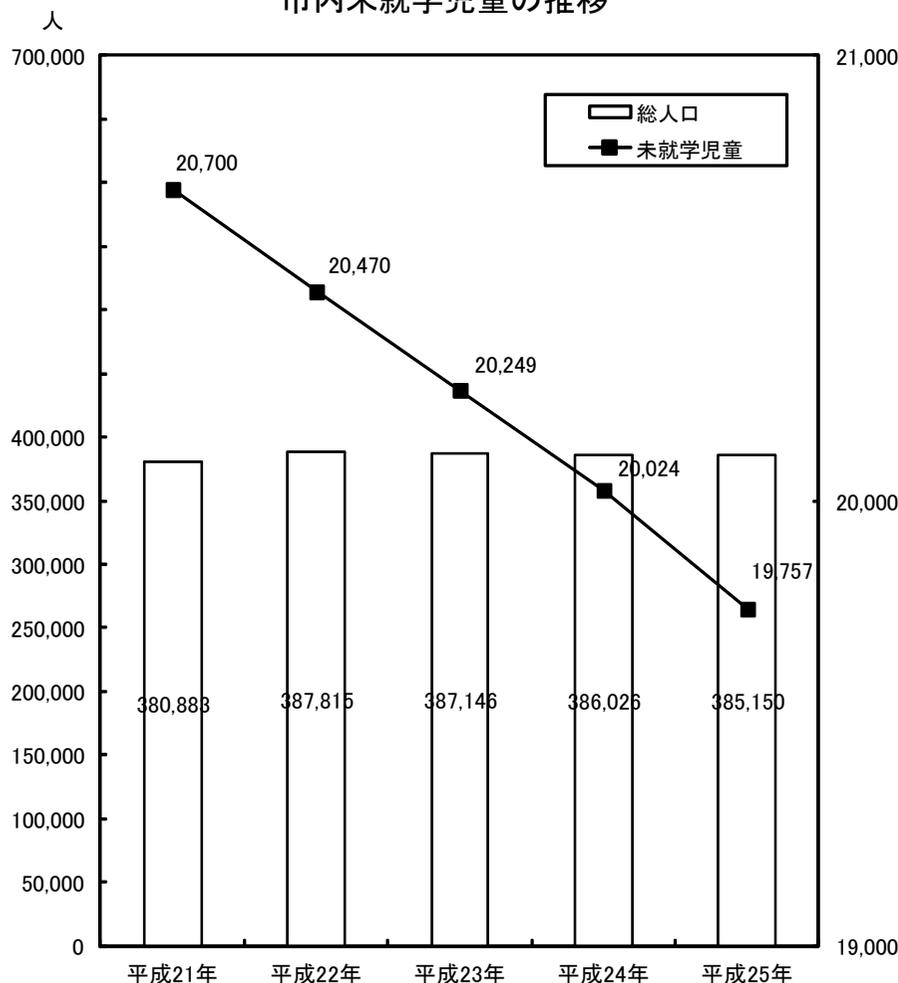
### ■国が定める水準の公表

利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、**最終的には平成27年度予算編成を経て決定**される。ただし、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、公定価格の仮単価と併せて利用者負担のイメージが事前に提示されている。（平成26年5月26日第15回子ども・子育て会議）

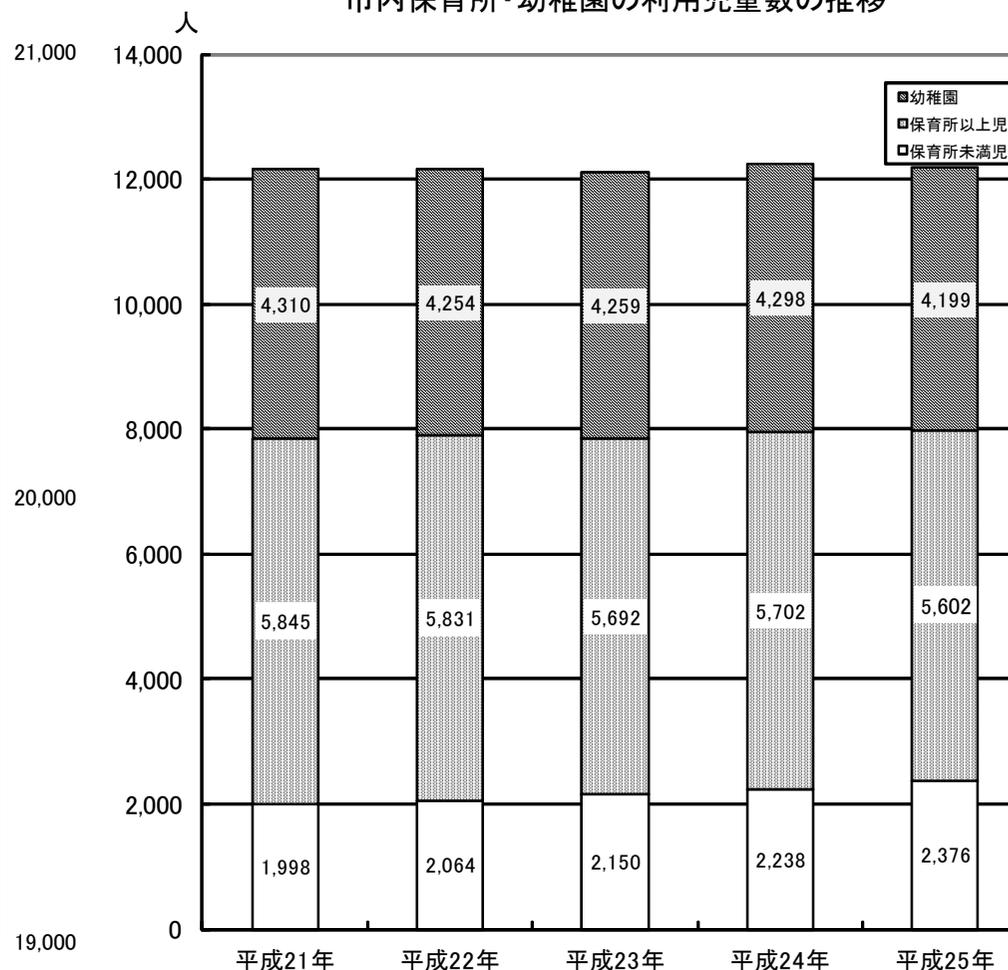
## ■未就学児童及び保育所等利用児童数の推移

- 本市の総人口は、ほぼ横ばいに対し、未就学児童数は4年間で約1,000人減少している。
- 保育所、幼稚園の利用児童数は、幼稚園及び保育所の3歳以上児は減少傾向にあるが、保育所の3歳未満児は増加傾向にある。

市内未就学児童の推移



市内保育所・幼稚園の利用児童数の推移



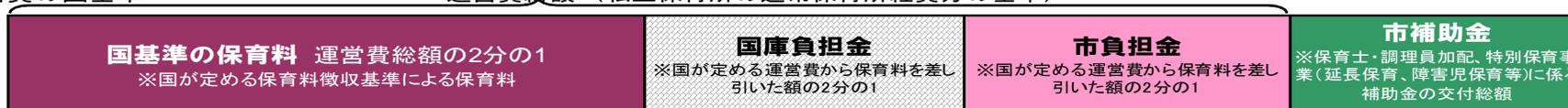
# ■本市の運営費等の状況

保育所の運営に要する費用(人件費・管理費・事業費)は、法律上、公費と保護者が負担することになっており、保護者は国の示す保育料基準に基づき、市町村が設定した保育料を保護者の所得に応じて負担し、残りを国と市が負担している。

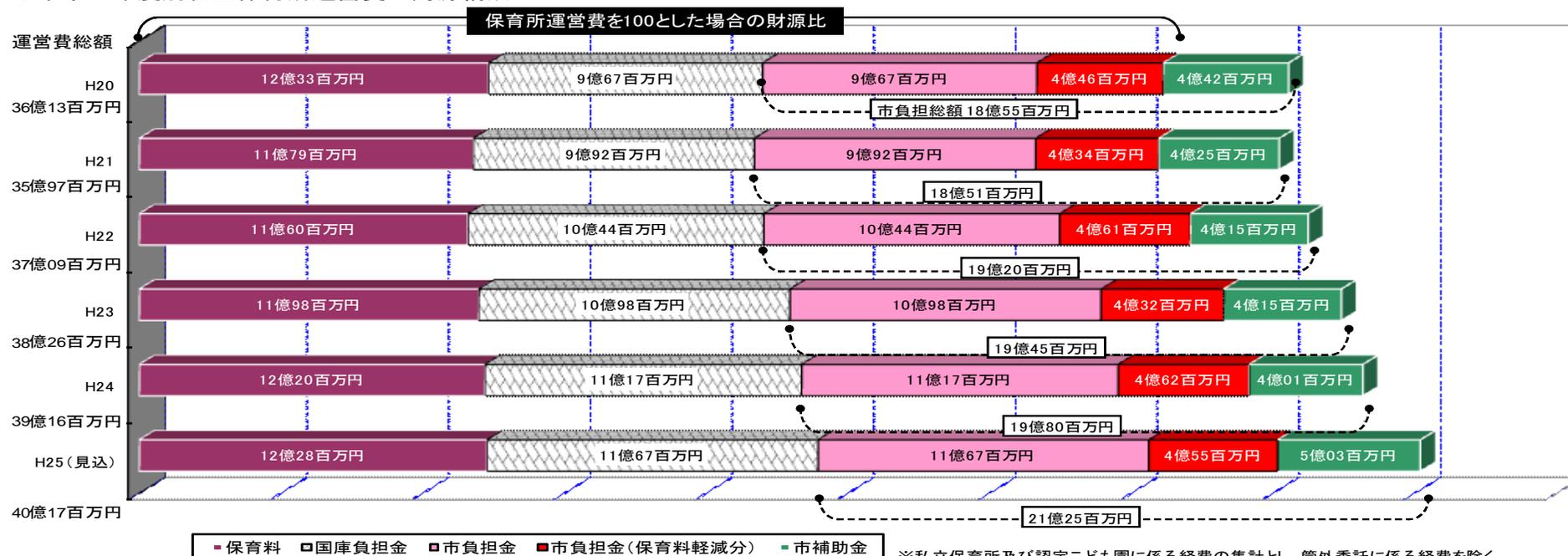
## ＜私立保育所の運営費＞

### ◆保育所運営費の国基準

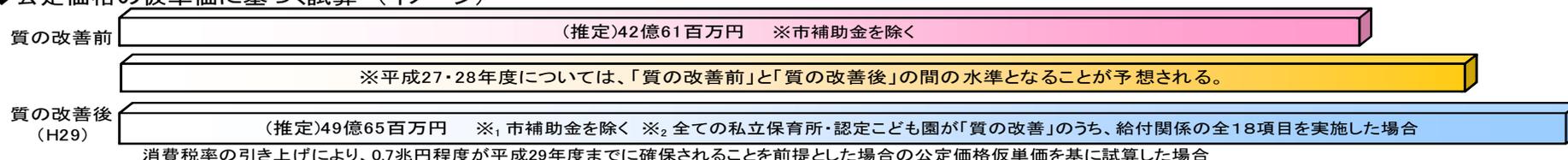
運営費総額 (私立保育所の通常保育所経費分の基準)



### ◆本市の年度別私立保育所運営費の財源構成

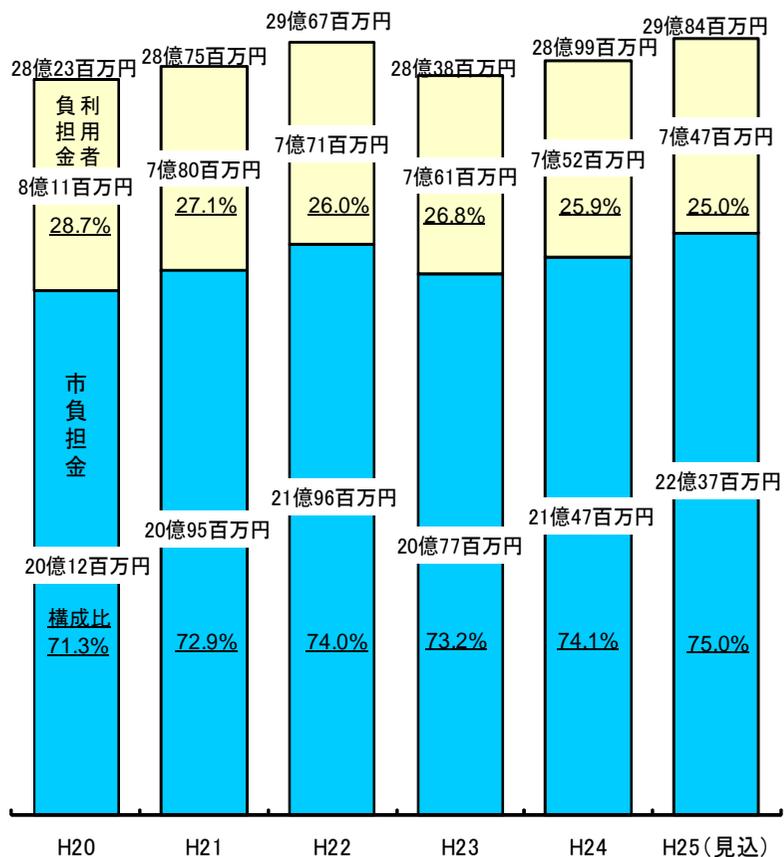


### ◆公定価格の仮単価に基づく試算 (イメージ)



## <公立保育所の運営費>

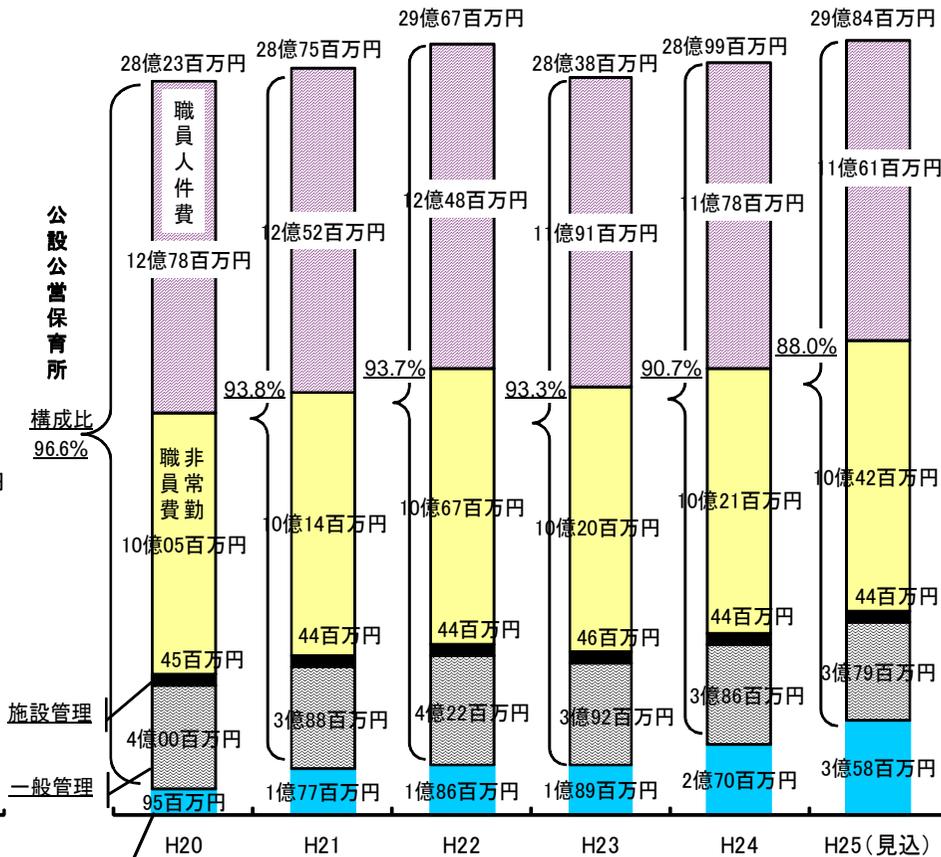
【公立保育所運営費の推移】



■市負担金(一般財源) ■保育料(利用者負担)

※市負担金は市税及び地方交付税によって措置されている。

【公立保育所運営費の目的別事業費比率の推移】



■公設民営保育所 ■公立一般管理費 ■公立施設管理費  
■公立非常勤職員費 ■職員人件費

公設民営保育所

# ■ 現行の利用者負担の状況

## ★ 保育所保育料

- 所得階層区分は、国基準の8階層をさらに細分化して16階層の設定。
- 年齢区分は、国基準に合わせて、3歳以上児、3歳未満児の2区分の設定。
- 国基準に対する保育料の軽減率は、全所得階層の平均で約28%。

国の徴収金(保育料)基準額表(月額)

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
I	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
II	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
III	第1階層を除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税課税世帯	19,500	16,500
IV	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	40,000 円未満	30,000	27,000
V	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	40,000 円以上 103,000 円未満	44,500	41,500
VI	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	103,000 円以上 413,000 円未満	61,000	58,000
VII	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	413,000 円以上 734,000 円未満	80,000	77,000
VIII	第1階層を除き、前年度分の所得税課税世帯であつて、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	734,000 円以上	104,000	101,000

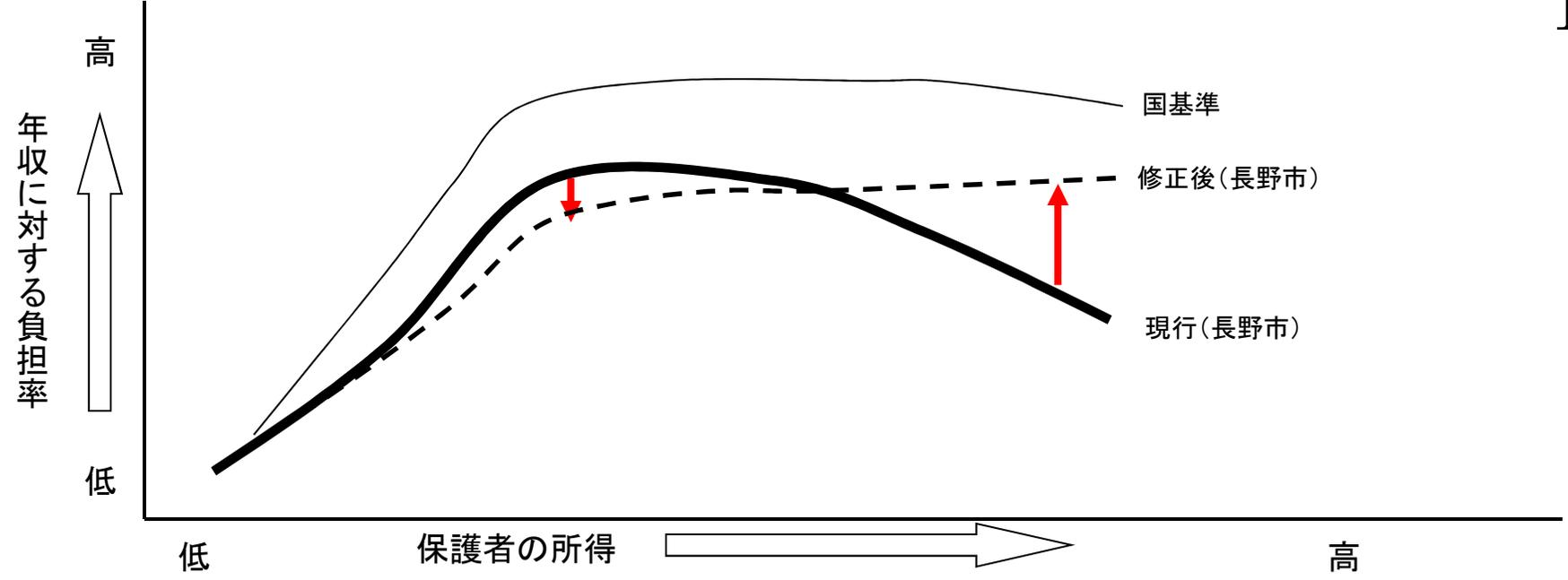
長野市の保育所保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、25年分所得税非課税世帯	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2		25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	1,800	1,200
C1	A階層及びD階層を除く、25年分所得税非課税世帯	25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900	6,600
C2		25年度分(24年分所得に対する)市町村民税課税世帯	9,900	7,600
D1	A階層を除く25年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500 円未満	14,200	11,900
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400	16,800
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500	21,700
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500	25,200
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500	26,100
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000	26,600
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500	27,200
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600	28,700
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500	29,600
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600	30,700
D11		734,000 円以上	56,700	31,800

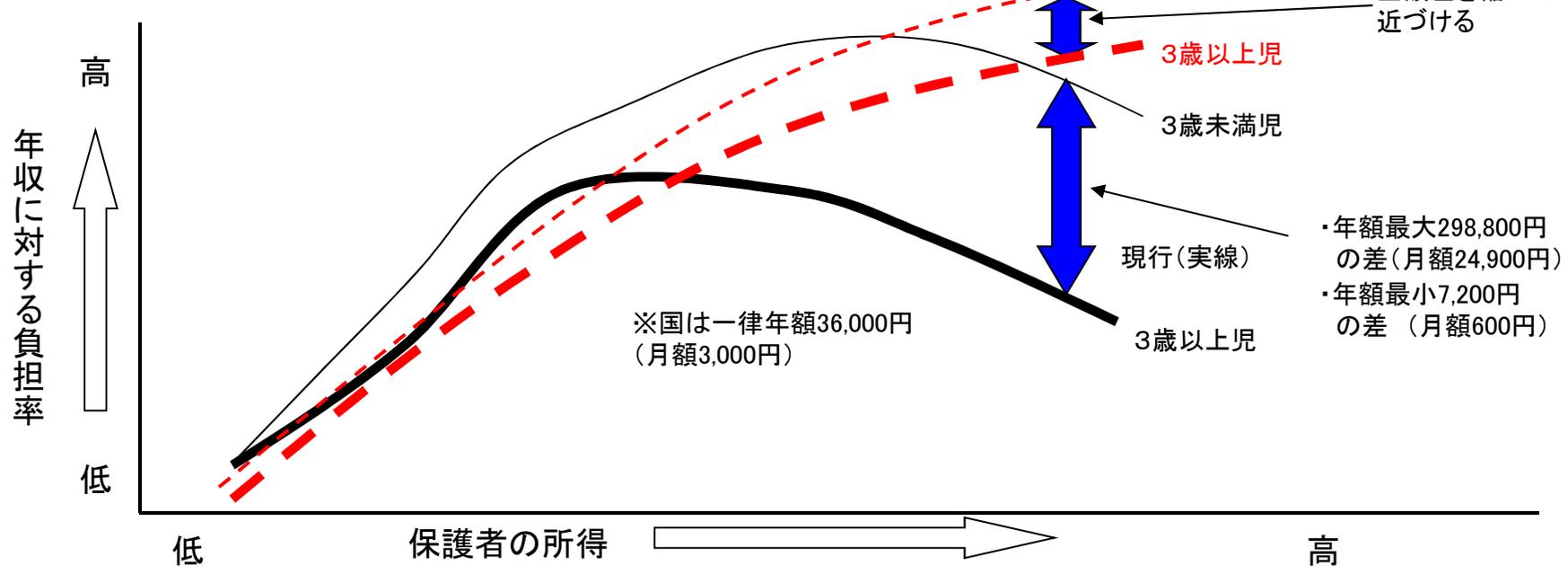
※保育料は、入園した年度の初日の前日現時の年齢で認定し、入園後に年齢がかわっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。

※国の徴収金基準額(上限額)に係らず、実際に当該自治体において、子どもの保育に要する費用が限度額となる。

### <所得階層間の利用者負担のバランス>



### <3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差>



## ★幼稚園保育料

- 各幼稚園が設定した保育料を各園で保護者から直接徴収。
- 年度後半に市が交付する就園奨励費補助金により、世帯の所得の多寡に応じた保育料に調整。

区 分		園数	保育料（月額）	備 考
私立	幼稚園	22	平均 約27,300円	・3歳児の入園料を含めた保育料平均額 最低24,200円～最高36,200円 ・ほとんどの幼稚園で、保育料とは別に、給食費や通園バス代、制服代等の実費徴収が行われている。
	認定こども園 (幼稚園機能)	6	平均 約27,400円	
	計	28	平均 約27,400円	
公立	幼稚園 (県)	1	18,500円	・県短期大学附属幼稚園 ・入園料は31,300円
	認定こども園 (市)	1	8,000円	・なかじょう保育園(幼稚園機能) ・保育所型認定こども園

## ■本市の認定こども園、幼稚園、保育所の現状

各施設の施設数、児童数は次のとおり。

平成26年5月1日現在

区分	認定こども園		幼稚園		保育所		合計	
	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数	園数	児童数
公立	(1)	(31)	1	53	42	3,194	43	3,247
私立	(6)	(1,318)	28	4,226	44	5,099	72	9,325
計	(7)	(1,349)	29	4,279	86	8,293	115	12,572

※認定こども園は、幼稚園、保育所それぞれの内数。

# 7. 新制度における国の利用者負担（保育料）の考え方

新制度における国の利用者負担についての考え方や基準（イメージ）は次のとおり。

## (1) 基本的な考え方

ア 世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとし、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定める。

イ 利用者負担は、1号給付、2号・3号給付それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず、同一の水準とする。

## (2) 国の保育料の基準（イメージ）

項目	教育標準時間認定(1号認定)	保育認定(2号・3号認定)
利用者負担の水準	現行の幼稚園就園奨励費補助金を考慮し、利用者が現在実際に負担している料金を保育料として設定(全国平均の保育料から保護者の所得に応じて支給される幼稚園就園奨励費補助金を控除した金額)	現行の保育所運営費における保育料を据え置く料金を保育標準時間の保育料として設定
所得階層区分	5階層 (現行の幼稚園就園奨励費補助金の所得階層区分と同じ。ただし第2・3階層で母子世帯等を対象に軽減措置を実施のため実質7階層)	8階層 (現行の保育料の所得階層区分と同じ)
所得階層区分の設定	市町村民税所得割課税額	市町村民税所得割課税額 (現行の所得税額から変更)
年齢区分	—	2区分 (3歳以上児と3歳未満児)
年齢区分での金額差	—	すべての所得階層で3歳未満児を3歳以上児よりも一律月額3,000円高く設定
保育短時間	—	保育標準時間の98.3%を基本に設定

## 8. 新制度における長野市の利用者負担（保育料）の設定

17

### 1号認定（教育標準時間認定） 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能）

#### (1) 基本的な考え方

- ・現行の幼稚園の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・幼稚園、認定こども園を問わず、同一の利用者負担額を適用する。
- ・制度改正の過渡期となる平成27年度は、新制度に移行する幼稚園と現行制度に留まる幼稚園とが並存することが見込まれるため、それぞれの幼稚園の利用者間に不均衡や不平等が生じないように配慮した利用者負担額を設定する。
- ・保育所利用者負担（2号・3号認定）との均衡（所得階層区分の違い、低所得者の利用者負担額の取り扱い、それぞれの利用時間と負担額の不均衡）については、今後、消費税10%引き上げ後の増税分から約7,000億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成29年度を目途に、幼稚園の新制度への移行状況も見極めながら見直しを行うこととする。

#### (2) 具体的な利用者負担の設定

利用者負担の所得階層区分、各所得階層区分の金額については、国の基準（イメージ）どおりとする。

ただし、新制度への移行に伴い、利用者負担額が変更になる幼稚園等については、経過措置を講じることとする。

### (3) 料金体系

階層 区分	定 義	利用者負担
A	生活保護世帯	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、障害者世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	9,100円
C1	市町村民税所得割課税額77,100円以下で母子、父子、障害者世帯	15,100円
C2	市町村民税所得割課税額77,100円以下で上記以外の世帯	16,100円
D	市町村民税所得割課税額211,200円以下	20,500円
E	市町村民税所得割課税額211,201円以上	25,700円

- ※ 給付単価を限度とする。
- ※ 幼稚園年少から小学校3年(3～8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は上記利用者負担の半額、3人目以降については0円とする。
- ※ なお、現在、市が定める利用者負担額よりも低い保育料を設定している幼稚園等については、新制度への円滑な移行の観点から、一定の要件の下で経過措置を講ずる。

### (1) 基本的な考え方

- ・現行の保育所の利用者負担の水準を基に、国が定める水準を限度とした利用者負担額を設定する。
- ・保育所、認定こども園、地域型保育事業を問わず、認定区分ごとに同一の利用者負担額を適用する。
- ・所得階層間の利用者負担のバランス及び3歳以上児と3歳未満児の利用者負担の額の差については、今後、消費税10%引き上げ後の増税分から約7,000億円が新制度に充てられ、制度が完成する平成29年度を目途に見直しを行うこととする。
- ・少子化対策に市としても先駆的に取り組むため、多子世帯の保護者負担の軽減策について配慮する。

### (2) 具体的な利用者負担の設定

本市の現行制度の利用者負担を基本に、次のとおり新制度等に必要な変更・新設等を行うこととする。

- ① 所得階層区分(16階層)と年齢区分(2区分)は同じとする。
- ② 保育標準時間の利用者負担については、現行の保育料を据え置いた金額とする。
- ③ 保育短時間の利用者負担は、国基準の比率に合わせて、保育標準時間の利用者負担の約98.3% (▲1.7%)を基本に設定する。
- ④ 所得階層区分の設定は、国基準の変更に合わせて、所得税額から市町村民税所得割課税額に変更する。
- ⑤ 多子世帯の保護者負担の軽減策について、現行の制度に加え、原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償(所得制限あり)とする制度を新設する。

### (3) 料金体系

階層 区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯で母子、父子、 障害者世帯	0円	0円	0円	0円
B2	市町村民税非課税世帯で上記以外の世帯	1,800円	1,200円	1,800円	1,200円
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満 で母子、父子、障害者世帯	8,900円	6,600円	8,900円	6,600円
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満 で上記以外の世帯	9,900円	7,600円	9,900円	7,600円
D1	市町村民税所得割課税額 60,000円未満	14,200円	11,900円	14,000円	11,700円
D2	市町村民税所得割課税額 76,000円未満	19,400円	16,800円	19,100円	16,500円
D3	市町村民税所得割課税額 97,000円未満	24,500円	21,700円	24,100円	21,300円
D4	市町村民税所得割課税額 123,000円未満	31,500円	25,200円	31,000円	24,800円
D5	市町村民税所得割課税額 148,000円未満	40,500円	26,100円	39,800円	25,700円
D6	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	44,000円	26,600円	43,300円	26,200円
D7	市町村民税所得割課税額 219,000円未満	50,500円	27,200円	49,700円	26,700円
D8	市町村民税所得割課税額 265,000円未満	53,600円	28,700円	52,700円	28,200円
D9	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	54,500円	29,600円	53,600円	29,100円
D10	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	55,600円	30,700円	54,700円	30,200円
D11	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	56,700円	31,800円	55,700円	31,300円

※ 給付単価を限度とする。

※ 満3歳に到達した日の属する年度中の利用者負担額は、満3歳未満の利用者負担額を適用する。

※ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降については0円とする。

# 9. 多子世帯支援の拡充

## ■ 現行の多子軽減

### ・ 保育所

小学校就学前(0~5歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円。

### ・ 幼稚園

幼稚園年少から小学校3年(3~8歳)の範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については0円。

## ■ 多子世帯の保護者負担の軽減の拡充策(新規)

少子化対策に市としても積極的に取り組むため、原則として、18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降で、かつ、3歳未満児の児童の利用者負担を無償(所得制限あり)にする。(平成27年度から導入をしたい)

## ● 無償化に伴う本市の影響額

平成26年4月の入所児童7,984人のうち、255人が対象となる。

影響額は、1か月あたり約300万円(年額約3,600万円の保育料収入の減)

\* 本市の保育所保育料所得階層D6以下の世帯(推定年収600万円未満、全体の約3/4)を対象とした場合の試算

## ● 中核市、県内19市の無償化の状況

【中核市】

43市中10市実施

【県内市】

19市中9市実施

区分	無償対象年齢		区分	無償対象年齢	
	3歳未満	全年齢(未就学)		3歳未満	全年齢(未就学)
所得制限	あり	(郡山市) (いわき市) 岡崎市 下関市 高松市 松山市 (大分市) <b>長野市(予定)</b>	(青森市)  豊橋市	あり	<b>長野市(予定)</b>  (松本市) (岡谷市) (飯田市) (中野市) (小諸市) (東御市)
	なし	宇都宮市			

※ ( )は、保育料の一部を軽減している市町村

### 【近隣町村の状況】

#### ○ 実施済

(坂城町)、(高山村)

#### ○ 未実施

飯綱町、小布施町、信濃町、  
小川村、小谷村、白馬村、麻績村

# 多子世帯の保護者負担の軽減(参考)

幼稚園

所得制限:原則あり(年収約680万円程度まで)  
 ※第2子、第3子以降の所得制限を撤廃(平成26年度~)

保育所

所得制限:なし  
 (全世帯が対象)

年収~約680万円

年収約680万円~

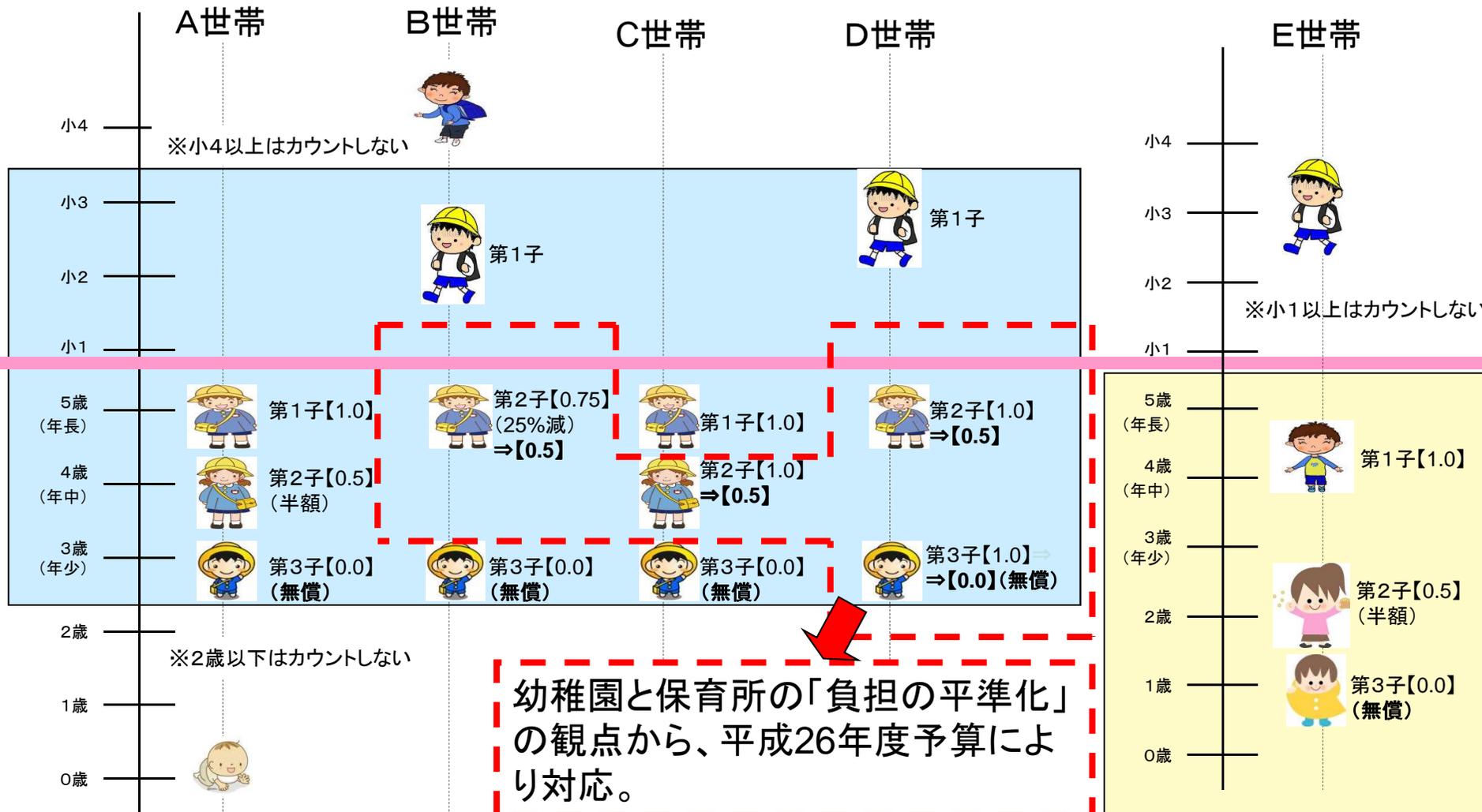
A世帯

B世帯

C世帯

D世帯

E世帯



幼稚園と保育所の「負担の平準化」  
 の観点から、平成26年度予算により対応。

※【 】内の数値は、第1子の保護者負担額を【1.0】とした場合の負担割合。 ※第1子は所得制限あり。

# 10. 今後のスケジュール（利用者負担）

区 分	平成26年度							平成27年度	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
利用者負担額 (保育料)	利用者負担額(案)決定	広報・周知 広報ながの10月号	利用者負担額は、最終的には予算編成過程等を経て決定していくものであるが、 <u>新年度の入園募集に合わせ、保護者が施設を選択する際の参考として、公表していくもの。</u>					利用者負担額確定	利用者負担徴収
条例(規則)整備	条例(案)規則(案)検討						条例議決	条例施行	
支給認定申請 入園申し込み	新制度広報 広報ながの9月号	支給認定申請・入園申込み開始 (10月20日～)	書類審査 幼稚園等 入園内定 支給認定証交付 利用契約		2・3号認定に係る 保育所等 利用調整 入園内定 支給認定証交付 利用契約			施設利用開始	
施設・事業者の確認 (意向確認)	※保育所・認定こども園は原則新制度へ移行意向確認 別段の申し出(新制度へ移行しない場合)	施設情報の提出書類審査(みなし確認)	利用定員設定						給付開始